

重 要 (第 1 2 報)

31 北体協第 226-12 号
令和 3 年 1 月 8 日

加盟団体代表者様・単位スポーツ少年団代表者様

公益財団法人東京都北区体育協会
会長 葉山 相也

新型コロナウイルス感染拡大防止のための事業の対応について（通知）

緊急事態宣言が発出されましたが、当面の間、体協事業については、下記の扱いをすることとしたので通知します。

記

1 主催・共催事業及び加盟団体等の自主事業について

今回は、自粛要請はいたしません。（ただし、午後 8 時以降は体育館等の利用制限があります。施設管理者と十分にご相談ください。）

各加盟団体等が、競技の特性・環境・条件及び施設管理者の要請等を踏まえて、実施可否を判断してください。

実施する場合は、日本スポーツ協会等が発するガイドラインや施設管理者の指示・要請等を遵守し、感染防止に万全を期してください。また、中止する場合は、速やかに事務局まで連絡願います。

万が一、関係者や参加者に感染が確認された場合は、速やかに施設管理者及び事務局まで連絡願います。

2 令和 3 年 1 月中に開講するスポーツ教室について

夜間開催の教室は、原則として開催を中止します。日中開催の教室は、講師と開催可否等について調整のうえ決定します。

3 体育協会研修会について

令和 3 年 1 月 20 日に予定している表記研修会は、講師と開催可否等について調整のうえ決定します。中止する場合は、別途通知します。